

## 会員規約 改訂のポイント

旧

新

第2章 目的 第2条 教育環境の改善・充実	第2章 目的 第2条 学校生活環境の改善・充実 →団体理念の原点に立ち返り子どもの貴重な時間を守るための取り組みを明確化しました。
第4章 会員 第4条 会員 →入退会届未整備	第4章 会員 第4条 会員資格 →入退会届を整備し任意加入を明確化しました。
第5章 機関 第5条 機関 本会には次の機関を置きます。 総会、運営委員会、学校委員会、行事サポート委員会、地区委員会、広報委員会、指名委員会、会計監査委員会、臨時に設置される委員会	第6章 機関 第11条 機関 総会、運営委員会、地区委員会、臨時に設置される委員会（特別委員会） →上記以外は廃止しボランティア制とし、会員・非会員から都度参加者を募集します。
第6条 総会の定義 →票について記載なし	第12条 総会の定義 1家庭、1教職員につき1票の権利を有します。 総会における意見およびPTA運営方針に関する意見はPTA会員か

	<p>らのみ受け付けます。 →児童数ではなく家庭単位を明確化しました。</p>
<p>第 8 章 会計 第 29 条 会費 本会の会費は児童 1 人につき年額 1000 円とします。</p>	<p>第 5 章 会計 第 9 条 会員（1 家庭、1 教職員）に対し、年間 0 円～1000 円の範囲で会費を設定し集金することができます。 なお、一度納付された会費は、返金しないものとします。 →児童数ではなく家庭単位を明確化しました。 →事務の煩雑化をなくすため返金を廃止しました。</p>
<p>第 32 条 会計年度 本会の会計年度は前年度の 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わります。</p>	<p>第 8 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わります。 →役員の任期と統一しました。</p>
	<p>第 6 章 機関 第 17 条 特別委員会 会員から発案があった企画に対し、運営委員会で審議し可決された場合、会員の中から代表者を選出し特別委員会を設置、会員に報告します。会員および非会員からボランティアを募集します。活動終了後、速やかに解散します。費用は、行事活動費から支出します。 →従来の委員会を廃止し、できる時にやりたい人が参加できるようにしました。 →これまで実施してきたイベントは、開催するかどうかを会員にア</p>

<p>第 6 章 役員および会計監査</p> <p>第 16 条 人数</p> <p>役員 (5~7 名) 内訳：会長 1 名、副会長 2 名、書記 1~2 名、会計 1~2 名、会計監査 3 名内訳：委員長 1 名、委員 2 名</p>	<p>ンケートを取り検討します。</p> <p>第 7 章 役員および会計監査</p> <p>第 18 条 人数</p> <p>役員：代表者たる会長 1 名、副会長 2 名まで、会計 2 名まで</p> <p>会計監査：2 名まで</p> <p>新年度の役員候補者がいない場合は新年度の事業は休止します。</p> <p>第 20 条 選出方法</p> <p>役員・会計監査・地区委員は会員から選出し、立候補を原則とします。年度末までに募集し承認することができます。</p> <p>→立候補を原則とするため、役員候補者がいない場合は事業を休止としました。年度末までに募集することにより翌年度の事業について検討する時間を確保しました。</p>
---	---